

平成28年松茂町議会第1回定例会会議録

第2日目（3月4日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 7 番 原 田 幹 夫
- 8 番 一 森 敬 司
- 9 番 藤 枝 善 則
- 10 番 佐 藤 富 男
- 11 番 佐 藤 道 昭
- 12 番 春 藤 康 雄

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	吉成均
民生参事	米田利彦
教育次長	吉田英雄
総務課長	大迫浩昭
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
建設課長	井上雅史
水道課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
町民福祉課長	鈴谷一彦
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	古川和之
議会事務局局長補佐	入口三恵子

平成28年松茂町議会第1回定例会会議録

平成28年3月4日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

川 田 修 議員

（1）子どもの貧困と就学支援について

（2）保育所の民営化と待機児童の解消について

日程第2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第11号 松茂町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第 8号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第 9号 松茂町行政不服審査会条例

日程第5 議案第10号 松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第11号 松茂町情報公開条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第12号 松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第13号 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第15号 松茂町職員の退職管理に関する条例

日程第11 議案第16号 松茂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第17号 松茂町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第18号 松茂町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第19号 松茂町子どもはぐくみ医療費助成事業基金の設置、管理及び処分に関する条例

- 日程第15 議案第20号 松茂町保育所条例を廃止する条例
- 日程第16 議案第21号 財産の無償譲渡について
- 日程第17 議案第22号 財産の無償貸与について
- 日程第18 議案第23号 町道路線の認定について
- 日程第19 議案第24号 町道路線の変更について
- 日程第20 議案第25号 平成27年度松茂町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第26号 平成27年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第27号 平成27年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第28号 平成27年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第29号 平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第30号 平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第31号 平成28年度松茂町一般会計予算
- 日程第27 議案第32号 平成28年度松茂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第33号 平成28年度松茂町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第34号 平成28年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第35号 平成28年度松茂町長原渡船運行特別会計予算
- 日程第31 議案第36号 平成28年度松茂町農業集落排水特別会計予算
- 日程第32 議案第37号 平成28年度松茂町公共下水道特別会計予算
- 日程第33 議案第38号 平成28年度松茂町水道特別会計予算

平成28年松茂町議会第1回定例会会議録

第2日目（3月4日）

午前10時00分再開

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成28年松茂町議会第1回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、春藤議長からご挨拶がございます。

○議長【春藤康雄君】　おはようございます。平成28年松茂町議会第1回定例会の再開に当たりまして、一言、御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

春が来るたび別れの季節が来る。また、出会いの季節に始まり、今回のインフルエンザについては、周知事項の上に警報という重い警報が発令された今日でございます。また、各議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中を全員ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、本日は、町政に対する一般質問の日でございますが、質問者には簡単明瞭に、回答者は詳しく明快にいただくよう、よろしく願い申し上げまして、冒頭のご挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしく願いします。

○議長【春藤康雄君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【春藤康雄君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【春藤康雄君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました2番川田議員にお願いします。川田議員。

○2番【川田 修君】　おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、子どもの貧困と就学援助ということで質問をさせていただきます。

3月2日の徳島新聞にも記事がありました。ここでは貧困の定義が多少違いますが、最

近、新聞、テレビ、ラジオ等で子どもの貧困という言葉が目につきます。子どもの6人に1人が貧困状態にあるということです。日本の子どもの相対的貧困率は、OECD、経済協力開発機構加盟先進31カ国中4番目に高い貧困率となっているそうです。この相対的貧困率は、1985年が10.9%、2009年が15.7%、2014年では16.3%という数字が厚生省の国民生活基礎調査で公表をされています。これが、子どもの6人に1人が貧困状態にあるというフレーズになっておるわけです。

県議会や他の市町でもこの問題で議論をしております。松茂町議会では議論をされていないと思いますので、子どもの貧困対策と就学援助というテーマで質問をさせていただきます。

平成25年6月26日、子どもの貧困対策推進に関する法律が成立をしております。生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがあってはならないとして、子どもの貧困を減らすための対策を国や地方自治体に実施するように義務づけをしました。これにより、政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を平成26年8月29日に閣議決定をしております。

子どもの貧困に関する指標を25あげて、当面の重点施策で6つの支援を掲げております。教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、子どもの貧困に関する調査研究、施策の推進体制等であります。

1つ目の質問ですが、これらのことに関し、町はどのような施策に取り組み予算をつけているのでしょうか。28年度の予算であれば、主要な取り組みの説明をお願いします。

次に、私は、この大綱の中で教育の支援が最も大事であると考えております。大綱の中でスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの配置について、教育相談体制の充実ということで記述がありますが、松茂町での配置状況はどのようになっているのでしょうか。また、今後の対処はどのように考えておりますか、質問します。2つ目です。

また、最近よく目にする、就学援助率がマスコミをにぎわせています。学校教育法第19条は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとしております。就学援助制度は、生活保護世帯の小中学生要保護者に対して、教育扶助の対象となる学校給食費、通学用品費、学用品のほか、教育扶助の対象とならない修学旅行費を支給するとしております。生活保護の対象に準ずる程度に困窮している小中学生、準要保護者に義務教育に伴う費用の一部を給付しております。準要保護者の就学援助は、国庫補助金が廃止され市町村の一般

財源化をされています。

3つ目の質問ですが、松茂町の準要保護者の認定基準はどのようになっていますか。根拠とともに説明をしてください。

就学援助率は、都道府県による隔たりが見られ、大阪府、山口県、東京都などでは、およそ4人に1人という高い割合になっています。一般的に言えば、市町村の財政力の低い県ほど就学援助率が高いという傾向があるようです。しかし、大都市圏に所在する、大阪、東京、神奈川、愛知では、財政力が高いにもかかわらず就学援助率が高いということになっています。自治体ごとの援助率が異なる大きな要因の1つとして、制度周知の差が指摘をされています。人口規模の大きい市町村や特別区では、制度案内書を全数配布する、所得基準額を明示するなど、制度活用を促す運用が積極的に行われているようです。

4つ目の質問ですが、松茂町では制度周知はどのようにして行っていますか。

次に、5つ目ですが、27年度就学援助の予算は、幼・小・中合わせて2,300万円ほどであったと思いますが、現時点で2月末で結構ですが、執行状況を説明してください。

また、28年度の予算はどのようになっておるのでしょうか。増減があれば、根拠とともに説明をお願いします。

○議長【春藤康雄君】 吉田教育次長。

○教育次長【吉田英雄君】 それでは、川田議員ご質問の、子どもの貧困対策に関する松茂町の施策についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、子どもの貧困に対する支援は貧困の連鎖を断ち切るために重要な施策であると考えております。議員ご質問の、予算化されている施策といたしましては、心の教室相談員、子どもと親の相談員の配置、就学援助費、幼児教育推進のための幼稚園保護者負担額の減額を計上し、貧困対策も含め、子どもの教育環境の充実に、引き続き、図ってまいります。

次に、ご質問のスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置についてですが、松茂町では、スクールカウンセラーは、県費負担で1名、町費負担で2名配置しております。県費負担スクールカウンセラーは松茂中学校を拠点校とし配置しておりますが、町内全ての学校を担当することになっています。

町費負担カウンセラーとしては、予算化された施策の中でも申し上げましたが、松茂中学校に心の教室相談員を、3小学校担当として喜来小学校に子どもと親の相談員を各1名

配置しています。

さて、スクールソーシャルワーカーについてですが、スクールソーシャルワーカーとは、貧困問題に限らず、子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり教員を支援したりする専門家のことですが、現在、松茂町には配置しておりません。しかし、各学校教職員、町民福祉課、保健相談センター、教育委員会の職員、また、子ども女性センター、青少年育成センター、警察の職員、民生児童委員や、必要に応じケースワーカーなどが加わりケース会議を開催しており、その役割は果たしていると考えています。

また、徳島県には、社会福祉士、臨床心理士、精神科医などから構成されている学校問題解決支援チームが設置されており、市町村からの派遣申請により、徳島県からその中のメンバーが派遣される仕組みになっています。

今後も、貧困問題に限らず、子どもを取り巻く環境改善について取り組みたいと考えております。

次に、3つ目の生活保護世帯に準ずる程度に困窮している世帯、つまり、準要保護世帯の認定基準、周知方法、予算についてですが、現在、松茂町では、国の要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領についてに従い、松茂町での要保護及び準要保護児童生徒就学援助認定に係る事務処理要領に基づき、次のような世帯を準要保護世帯として認定しています。

前年度、または当該年度において、生活保護の停止または廃止になった世帯。市町村民税等、各種税金や保険料の減免や徴収を猶予された世帯。児童扶養手当を支給された世帯。生活福祉資金の貸し付けを受けている世帯。保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者、または職業安定所登録日雇い労働者、及び、前年中の世帯員全員の当該年度に納付すべき県民税及び市町村民税の課税の基礎となった所得控除前の総所得が平成24年12月末現在の生活保護基準額の1.3倍以下の世帯。こうした世帯を準要保護世帯として認定しています。

この生活保護基準額の1.3倍以下の世帯とは、世帯構成人数、年齢、持ち家の有無などにより認定基準額が変わってきます。一例をあげますと、世帯構成が、父38歳、母36歳、子ども12歳で持ち家を持っており給与所得世帯である場合、世帯全員の総所得額が242万円、総収入額が370万円以下であれば認定されることになります。

次に、周知方法ですが、小中学校に在学する全児童生徒に学校を通じて制度説明、認定基準額の例示などを記載した案内文書を配布するとともに、広報まつしげ、広報無線、ホ

ホームページでの周知、また、転入者への窓口での制度紹介や案内文書の配布を行い、就学援助制度の周知の徹底に努めています。

さて、予算の執行状況についてですが、平成27年度当初予算では、小中学校合わせて2,285万4千円をいただいておりますが、2月末日現在で1,438万円が執行済みとなっております。28年度予算については、児童生徒数が減少しているため、昨年度より41万円少ない2,244万4千円を計上いたしております。

以上、教育委員会から、子どもの貧困対策についてのご答弁とさせていただきます。

○議長【春藤康雄君】 2番、川田議員。

○2番【川田 修君】 答弁ありがとうございます。必要な経済支援については、引き続き、答弁にありましたような内容で行っていただきたいと思います。

就学援助について、教職員の理解増進に対する研修会等は教育委員会で行っているのでしょうか。これが、支援を必要とする人が相談しやすいというのがクラス担任であるとか部活の顧問であるとか、そういった教員が相談を受けることが一番多いと思うのですが、ここの教員にきちんとした制度と支援の仕組みがわかっていないと相談にも乗ってあげられない。あなた、こういうところまでできますよとか、お宅ではひょっとしたらもらえるかもわからんけん相談してみますとかというふうな、相談ができるような教員をつくっていかないかんわけですが、当然、そういったことが教育委員会の役目ではないかと思うのですが、これはどうなっとるのでしょうか。

それと、スクールソーシャルワーカーは配置していないということで、教育委員会では児童福祉委員とかいろんな方がチームを組んで対応に当たっているということで、それは、それで機能はしているんですが、支援と必要とする者と制度をつないでいく役割というのが、スクールソーシャルワーカーを国としては置いてほしいというふうなことでしていると思うんですが、これについてはどのような認識をしておるのでしょうか。

それと、制度周知に関しては、町としては一通りのことはやれていると思います。私が思うには、支援を必要としている人が、自分が援助をしてもらえる範囲に入るのかどうかというのが、恐らく、先ほど説明をさせていただいたことをつらつらと文字で見ただけでは判断がつかない人がほとんどだろう。多分、議員の皆さんにしても、町職員の人にしても、ぱぱっと聞いただけでは、多分、これ、何のことを言いよんかなというのがわからないだろうと。ですから、これを、最後に、事例としてあげていただいたような事例を、1つの参考事例ですというような形で、資料として、全員に配布するときにつけてあげたらいい

んでないかと思いますが、そこら辺のお考えはどうでしょうか。

○議長【春藤康雄君】 吉田教育次長。

○教育次長【吉田英雄君】 まず、1つ目の再問でございますが、学校の先生に対しても周知をと、周知してもらったらというようなことだったかと思いますが、教育委員会は、先ほど申し上げましたとおり、あらゆる機会を通じて皆様方に周知をお願いしておるところでございます。学校の方へも、校長会等を通じてこうしたことの連絡をしておるところでございます。

それから、もう1点、制度周知の関係でございますが、こうしたものも、要領等を作成しておりまして、これにつきましても、中身をより詳しくしたものをできるだけわかりやすく皆様に周知しておるといふようなところで徹底をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長【春藤康雄君】 教育長。

○教育長【庄野宏文君】 スクールソーシャルワーカーについてでございますけれども、県段階でも、先般いろいろ話しておる中で、高等学校、小・中には、現在のところ、置いておりません。今後の課題としては、チーム学校というふうなことでいろんな職員をふやしていかなければならないと。そういう中で、おいおいまた置かれていくのではないかと、こういうふう判断をしております。

それから、先ほどもありましたように、就学援助につきましても、担任の方へ入りましたら、教頭とか校長、それから、教育委員会の方へというふうな連絡については、手続上、できておりますので、なお周知を徹底していきたいと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長【春藤康雄君】 2番、川田議員。

○2番【川田 修君】 答弁ありがとうございました。校長会等を通じて研修もできておるし教育もできておるといふことですが、実際、私が心配するのは、各学校の、教育委員会では校長会等をやって、その中で詳しく説明もして資料も渡してしとるんですが、その校長が、松茂小学校だったら、大方、教員が40人近くおる、中学校もそれ以上おって、例えば、長原小学校だったら10名足らずの教員。そこら辺で、大規模な学校の中でクラスを持つ先生にみんな周知ができるかどうかというのは1つ不安がありますので、これ以上やるかどうかは教育委員会としての判断ですが、そういう伝達ですか、そういう決まりとか制度というのをわかりやすく、担当は、特に松茂小学校は若い担任の先生も多

いと思いますので、そこら辺、十分に伝達をお願いしたい。

また、スクールソーシャルワーカーについては、チーム学校としてこれから対応していくようなことで、高校とかでも置いていないところがあるというふうなことで、よその町村との比較もあるんでしょうが、できるだけ対応してください。

それから、制度周知については、いろいろな対応で要領をつくってできるようにしておくということですので、これからも、できるだけわかりやすく、支援を受けたいと思う人が、自分がその範疇に入るかどうかのわかりやすく、相談にも行きやすいような資料をつくってあげていただきたいと思います。

貧困ということで、皆さんにこんなことを言うんはおかしいんですが、相対的貧困率というのは、いわゆる国民全体の所得の中央値、真ん中のレベルの半分を下回っている人の割合がどれくらいあるかということが貧困率ということですので、ですから、たちまち物が困っておる人が貧困者というんでない。だから、先進国の貧困率ということでご理解をいただきたいと思います。

勉強しておる中であった言葉の1つに、周りのみんなにとっては当たり前な生活が自分だけ享受できないという状態は、子どもたちに破壊的なダメージを与えるという言葉がございます。できるだけ、そういうことが、育っていく中で起きないように、よろしく対応をお願いしまして、1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の保育所の民営化と待機児童の解消についてということで質問をさせていただきます。

今年、正月が開けて間がないころ、30代半ばの町民の方と話をする機会がありました。現在の町政について何か不満がないかと尋ねてみたところ、彼いわく、私の友人で子どもを保育所に預けられなくて困っている人がいる。そのほかにも何人もいますよというふうな話でした。それで、そんなはずはないと思うけれどよう調べてみますと返事をして、町民福祉課の方へ行って尋ねてみますと、待機児童は二十数名いるという話でした。保育所の民営化について、全員協議会で説明は受けましたけれども、待機児童の話は聞いていなかったように思います。また、松茂町子ども・子育て支援事業計画が平成27年3月、ちょうど去年の今ごろですが、策定されていると聞きまして読んでみました。

そこで、町内保育所の現状について質問をします。

1つ目ですが、平成28年度の保育所の募集は終わり入所者は決定していると思いますが、町内各保育所の年齢別の決定状況はどのようになっていますか。

2つ目、平成25年度から町内保育所の入所者決定後の待機児童数の推移はどのようになっていますか。

3番目、全国の保育所の待機児童数は、平成24年4月で約2万5千人ということです。松茂町では、平成27年10月で二十数人ということでございます。平成26年10月1日の徳島県内の数字があります。徳島市93人、小松島市25人、阿南市2人、吉野川市4人、石井町5人、藍住町17人、北島町17人、松茂町16人です。松茂町は、人口に対する比率としては非常に高い数字になっておりますが、この現状をどのように認識していますか。

4つ目です。町立保育所の民営化によって待機児童は解消するのでしょうか。平成27年3月に策定した子ども・子育て支援事業計画では、第4章第1節、提供体制の確保というところで、公立保育施設の改革によるゼロ歳児の受け入れを検討していきますと記述をされています。このことを含めて待機児童を解消できるような譲渡契約や協定書の作成を行うようになっているのでしょうか。

5番目、どの自治体も待機児童の80%以上がゼロから2歳未満児のようです。町内の待機児童のうち、2歳未満児の割合はどのようになっているのでしょうか。未就学児を持つ若い世帯が転入してきても不満を抱かせない取り組みが必要です。待機児童の解消は女性の就業機会をふやす切り札の1つと見られています。

また、本年1月18日に策定された松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略の第2部総合戦略第2章のアンケートに見る若年層住民の意識では、居住地決定や住宅購入のきっかけとなる行政サービスで48.1%が保育園、学童保育の充実をあげております。人口減少対策として、平成42年に合計特殊出生率2.1を目指すとなっておりますが、町としては待機児童の解消をどのように考えていきますか。

ちなみに、子ども・子育て支援事業計画では、平成30年度で必要数と確保数の差が、ゼロ歳児は0、1・2歳児ではプラス4の余裕ということになっております。この点も踏まえまして町の答弁をお願いします。

○議長【春藤康雄君】 米田民生参事。

○民生参事【米田利彦君】 私の方からは、保育所の民営化と待機児童の解消についてということで、川田議員ご質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目では、平成28年度に入所が決定した町内各保育所の年齢別決定状況についてとご質問ですが、まず、松茂保育所では、ゼロ歳児が0、1歳児が16名、2歳児

が24名、3歳児が35名の計75名でございます。次に、ひまわり保育園では、ゼロ歳児が10名、1歳児が26名、2歳児が37名、3歳児が30名で合計103名。次に、きらら保育園では、ゼロ歳児が3名、1歳児が14名、2歳児が14名、3歳児が18名、4歳児が5名、5歳児が8名の62名。続いて、みどり保育園では、ゼロ歳児が3名、1歳児が7名、2歳児が9名、3歳児が9名、4歳児が6名、計34名。町内の各保育所合計では、ゼロ歳児が16名、1歳児が63名、2歳児が84名、3歳児が92名、4歳児が11名、5歳児が8名、計274名と、平成28年2月22日現在、決定通知を送付しました人数でございます。

2点目では、平成25年度から町内各保育所の入所決定後の待機児童数の推移についてのご質問ですが、厚生労働省では、毎年、4月1日と10月1日現在で待機児童数の公表をしております。待機児童数の集計は全国の市町村が4月1日及び10月1日現在の待機児童数を報告しており、この児童数で答弁させていただきます。

まず、平成25年度から入所決定後の待機児童数の推移でございますが、平成25年度から27年度までで、4月1日現在では待機児童はございません。25年度の10月現在では、ゼロ歳児が6名、1歳児が2名、計8名でございます。26年度の10月では、ゼロ歳児が11名、1歳児が3名、2歳児が2名、計16名でございます。27年度では、10月ではゼロ歳児が6名、1歳児が4名、2歳児が1名の計11名。

以上のとおりでございます。

次に、3番目でございます。全国の保育所の待機児童数、2万5千名、松茂町では二十数名で、人口に対する比率が非常に高いことについてのご質問でございます。

先ほど答弁をいたしました、厚生労働省では、全国の保育所の待機児童数の動向については、毎年、4月1日現在の数値を把握しており、2万人余りですが、ご質問の松茂町での待機児童数の同時期では、先ほども述べましたが、ゼロでございます。また、議員が町民福祉課で確認した平成28年1月の待機児童数二十数名につきましては、保育所への入所申請をしている者が19名でした。そのうち希望する保育所に空きがないために入所が可能な他の保育所への入所を保留している者が6名含まれており、平成28年1月現在の実質の待機児童数は13名となっております。

なお、厚生労働省が公表した最新の統計では、平成26年10月の全国の待機児童数は4万3,184名です。そのうち徳島県では180名、松茂町では16名となっております。この待機児童数は、徳島市、小松島市、北島町、藍住町、松茂町の2市3町に集中

しており、人口に対する比率の高低では判断できませんでした。

次に、第4番目でございます。町立保育所の民営化によって待機児童は解消するのか。また、解消できるような譲渡契約になっているのかというご質問でございます。

町有財産の無償譲渡契約及び使用賃貸借契約では、待機児童数の解消についての定めはございません。移管保育所の運営等につきましては、松茂町立松茂保育所、移管に関する協定書で定めており、ゼロ歳児の待機児童数解消につきましては、移管法人と協議しながら施設の改善等を行い、保育が可能となる施設の整備基準が整い次第実施することになっております。

5番目でございます。町内の待機児童数のうちゼロ歳から2歳児未満の割合についてと、待機児童解消をどのように考えていくのかというご質問でございますが、町内の待機児童数のうちゼロ歳から2歳未満児の割合でございますが、平成25年10月では、ゼロ歳から2歳未満児では全体で8名。ここでは、割合は100%になっております。次に、平成26年10月では、ゼロ歳から2歳未満児が14名、全体では16名の待機児童でございます。待機児童の割合では87.5%。次に、27年10月では、ゼロ歳から2歳未満児では10名、全体では11名で、割合につきましては90.91%。

以上のとおりでございます。

次に、人口減少対策として平成42年に特殊出生率2.1を目指す町としては待機児童の解消をどのように考えていくかということで、子ども・子育て支援計画では施設に余裕があるとなっておりますが、とのご質問でございます。

このことについてですが、人口減少対策として、子どもの人口増を期待する松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略では、特殊出生率を2.07%を目指した計画でございます。

次に、松茂町子ども・子育て支援事業において保育施設の必要利用定員総数が減少傾向にあり、保育施設の定員数に余裕が出るとする双方の計画において相反する内容となると思われませんが、総合戦略の特殊出生率は、人口減少抑制の事業等を行い効果が出た場合、人口置換水準が24年後の平成52年に2.07まで上昇すると仮定した数値でございます。子ども・子育て支援事業計画では、ニーズ量や人口の増加状況などを検討した結果、既存保育所の定員枠拡大や公立保育所、公立保育施設の改革によりゼロ歳児等の受け入れを検討することで、2年後の平成30年に保育施設の利用が必要なものを見込んだ総数と、利用者を確保できる保育施設の定員数を示した数値でございます。

また、待機児童数解消の考えでは、保育所定員につきましては、保育所の面積と保育士の人数で決まっています。移管法人の提案では、現行どおりの定員80名としますが、保育士定員の弾力運用により90名の収容を可能としております。さらに、移管法人と協議しながら、先ほども述べましたが、受け入れに必要な施設の改善等を行い、ゼロ歳児の保育が可能となる施設設置基準等が整い次第、実施していくことになっております。

以上、保育所の民営化と待機児童数の解消についての答弁でございます。

○議長【春藤康雄君】 2番、川田議員。

○2番【川田 修君】 答弁ありがとうございました。待機児童の解消について、移管保育所の施設の改善等も踏まえて、今、相談しながら解消に努めていただけるようでございますが、その点は、よろしく指導されて解消に努めていただきたいと思っております。

それから、今朝の新聞で、藍住町が待機児童が倍増したというような記事も出ておりましたけれども、これを認可保育所の施設の確保だけとするというのは非常に難しいと思います。これは、何じゃ規則も何も知らん人間が言いよることじゃということでも聞き流してもいいんですが、2001年に国が待機児童の定義を変えたようです。自治体が独自に助成している認可外保育施設を利用しながら待機している児童は待機児童から除いてもよいというふうな解釈になったそうです。自治体が独自の基準を定めて適切な保育をしているからという理由のようです。

そこで、可能であれば、町独自で、例えば、認可外施設というか、例えば、松鶴苑で保育士何名かと老人の有償ボランティアでゼロ歳児等の預かり保育をしていくというふうなことは考えられないのだろうか。そして、その補助金等も出して保育園に預けると同じぐらいの金額で預かると。これは、いろんな法律の問題もあるでしょうからできるかどうかはわかりませんが、ただ、施設をつくって受け入れるということだけで固定的に考えるんじゃなくて、いろいろと住民のボランティアも活用しながら方策を考えていくべきではないかと思っております。

また、保育ママというような制度、資格があるようです、家庭保育福祉員という。そういった人の活用等も考えていくべきではないのでしょうか。これは、今後の検討課題で、即答は無理と思っておりますので、やっていただきたいと思っております。

それから、最後に、子育て世代の声が政治の場に届かないという声をよく聞きます。だから少子化の問題が進まないんだと。例えばですが、子どもを保育所に預ける年数は、子ども2人がいたとして、ゼロ歳から5歳まで預けるとして七、八年間の間だけです。その

時期が過ぎると保育所の問題は過去形になって過去のことになってしまいます。それに対して、高齢者の福祉というのは、65歳を過ぎてから寿命のある限り当事者の問題です。人数も多く声も大きく強くなります。これからの子育て支援を考えると、子育て世代の声をすくい上げて速やかに実行に移していただくことを町の為政者として十分考えていっていただきたいと思います。

以上、申し述べまして一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長【春藤康雄君】 以上で通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

○議長【春藤康雄君】 次に、日程第2、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第33、議案第38号「平成28年度松茂町水道特別会計予算」までの議案32件を一括して議題といたします。

以上議案32件につきましては各委員会に付託したいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長【春藤康雄君】 お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案32件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、議案32件についてはそれぞれ所管の委員会に付託をすることに決定をいたしました。

議案付託表配付のため、小休します。

午前10時46分小休

午前10時47分再開

○議長【春藤康雄君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【古川和之君】 失礼します。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

まず、総務常任委員会に付託する議案は、

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 1 1 号 松茂町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 松茂町行政不服審査会条例

議案第 1 0 号 松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 号 松茂町情報公開条例の一部を改正する条例

議案第 1 2 号 松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第 1 3 号 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

議案第 1 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 1 5 号 松茂町職員の退職管理に関する条例

議案第 1 6 号 松茂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

議案第 1 7 号 松茂町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 5 号 平成 2 7 年度松茂町一般会計補正予算（第 5 号）（所管分）

以上が総務常任委員会に付託する議案でございます。

続きまして、産業建設常任委員会。

議案第 2 3 号 町道路線の認定について

議案第 2 4 号 町道路線の変更について

議案第 2 5 号 平成 2 7 年度松茂町一般会計補正予算（第 5 号）（所管分）

議案第 2 9 号 平成 2 7 年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 3 0 号 平成 2 7 年度松茂町水道特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 3 5 号 平成 2 8 年度松茂町長原渡船運行特別会計予算

議案第 3 6 号 平成 2 8 年度松茂町農業集落排水特別会計予算

議案第 3 7 号 平成 2 8 年度松茂町公共下水道特別会計予算

議案第38号 平成28年度松茂町水道特別会計予算
でございます。

教育民生常任委員会に付託する議案は、

議案第18号 松茂町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 松茂町子どもはぐくみ医療費助成事業基金の設置、管理及び処分に関する条例

議案第20号 松茂町保育所条例を廃止する条例

議案第21号 財産の無償譲渡について

議案第22号 財産の無償貸与について

議案第25号 平成27年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）

議案第26号 平成27年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第27号 平成27年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第28号 平成27年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 平成28年度松茂町国民健康保険特別会計予算

議案第33号 平成28年度松茂町介護保険特別会計予算

議案第34号 平成28年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算

でございます。

予算特別委員会に付託する議案は、

議案第31号 平成28年度松茂町一般会計予算

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長【春藤康雄君】 ただいま事務局長が朗読をいたしました議案付託につきまして、先般開催されました議会運営委員会におきましてそのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、承認第1号から議案第38号までの各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定をいたしました。

念のため、委員会の日程について事務局より説明をいたします。

○議会事務局長【古川和之君】 失礼します。議案付託表の裏面をご覧ください。各委員会の日程表でございます。開催場所は、松茂町役場、3階、議員控え室で行います。

予算特別委員会、3月8日、火曜日、午前9時から。翌3月9日、水曜日、午前9時から。

教育民生常任委員会、3月10日、木曜日、午前9時から。

産業建設常任委員会、3月10日、午後1時から。

総務常任委員会、3月10日、午後3時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長【春藤康雄君】 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

明日3月5日から3月14日までの10日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、明日3月5日から3月14日までの10日間は、休会と決定いたしました。

次回は、3月15日、午後1時30分から再開をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。どうもありがとうございました。

午前10時54分散会